

スポーツ施設長寿命化計画策定業務  
プロポーザル実施要領

令和5年6月

松阪市教育委員会事務局スポーツ課

## 内容

1. 趣旨.....	1
2. 業務の内容.....	1
3. 参加資格条件.....	1
4. 提案上限額について.....	2
5. 企画提案にあたっての留意事項について.....	3
6. 契約保証金について.....	3
7. 参加申請について.....	3
8. 一次審査（書類審査）について.....	7
9. 二次審査（プレゼンテーション審査）について.....	8
10. 支払いについて.....	11
<選考基準>.....	12
<審査基準>.....	13

## スポーツ施設長寿命化計画策定業務 プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

松阪市のスポーツ施設は、合併以前に旧市町で整備された施設が多数を占め、施設の老朽化、財政制約、人口減少、少子高齢化が深刻化する中で、そのような変化に対応した計画的な施設のあり方が一層求められている。これらを踏まえ、本業務は、市内のスポーツ施設の現状や環境の把握・分析及び課題等を整理し、個別施設毎の機能保持、総量コントロール及び財政負担の平準化等を計画的に推進するため、「松阪市公共施設等総合管理計画」（平成 28 年 5 月策定・令和 4 年 3 月改訂）及び「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」（平成 30 年 3 月スポーツ庁策定）に基づき、中長期的な個別施設計画であるスポーツ施設長寿命化計画の策定を行うものである。

については、上記の業務を円滑に遂行できる事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務の内容

#### (1) 名称

スポーツ施設長寿命化計画策定業務

#### (2) 内容

詳細は別紙「仕様書」のとおり。

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 20 日まで。

### 3. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、スポーツ施設長寿命化計画策定業務の趣旨と目的を理解し、本業務に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たすものとする。

- (1) 松阪市契約規則（平成 17 年規則第 64 号）第 5 条の規定による一般競争入札有資格者名簿「建設コンサル」に登録があること。なお、一般競争入札有資格者名簿への登録申請は、臨時に実施公告期間中も受付けるものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若

しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査にかかる認定を受けていること。

(4) 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第 150 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 平成 26 年度以降に本業務と同種又は類似の業務を直接受託し、かつその業務を履行した実績を有すること。

同種の業務とは、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（26 文科施第 569 号）」に基づく、公立文教施設における行動計画・個別施設計画の策定業務、または左記計画に盛り込む事項を満たす計画の策定業務とする。類似の業務とは、国、地方公共団体、国立・公立大学法人又は独立行政法人等が発注した業務で以下のうちいずれかに該当するものとする。

ア 公共施設マネジメント計画、公共施設白書作成業務、施設再配置計画、総合管理計画策定業務等のマネジメント計画策定業務

イ 総合管理計画に基づく個別計画として位置づけられている建築系施設の計画策定業務

ウ 複数施設を対象とする修繕計画策定業務（調査・設計業務を除く）

※上記、参加資格の確認基準日は、参加表明書を提出した日とし、確認基準日以降、提案書の提出期限までに参加資格を欠く事態に至った場合には、原則として失格とする。

(7) 配置予定技術者は、参加申請書に記載された所属の企業に常時雇用されている者とする。

(8) 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うために必要な技術士（総合技術監理部門、建設部門）、一級建築士又は RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有していること。

(9) 管理技術者及び照査技術者は平成 26 年度以降に（6）で掲げる業務に従事し、履行した実績があること。

(10) 管理技術者及び担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

#### 4. 提案上限額について

【提案上限額】 28,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案上限額を超えての提案は無効とする。

※令和 5 年度に契約額の 10 分の 3 以内の額（前払い金）を支払うものとする。

## 5. 企画提案にあたっての留意事項について

### (1) プロポーザル実施要領等の承諾

参加希望者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) プロポーザル参加費用の負担

プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。

### (3) 提出書類の取扱い

提出書類については変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却はしない。

### (4) 情報公開の扱い

提出書類については、松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号）に基づき、基本的に情報公開の対象となる。

### (5) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは無効とする。

- ① 資格要件を欠くもの。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 信義に反する行為があったとき。
- ⑤ その他選考に係る不正行為があったもの。

### (6) その他

プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるもののほか、応募にあたっては仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

## 6. 契約保証金について

契約予定者は、松阪市契約規則第 31 条（平成 17 年松阪市規則第 64 号）に基づき、契約締結時の契約保証金を納付すること。ただし、同条第 1 項又は第 2 項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 7. 参加申請について

### (1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市教育委員会事務局スポーツ課

住所：〒515-8515 三重県松阪市殿町 1315 番地 3

電話：0598-53-4402

FAX：0598-25-0133

E-mail：sports.div@city.matsusaka.mie.jp

## (2) プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	令和5年6月16日(金)
参加申請にかかる質問提出期限	令和5年6月30日(金)
参加申請にかかる質問回答期限	令和5年7月5日(水)
参加申請書提出期限	令和5年7月7日(金)
参加資格審査結果通知日	令和5年7月12日(水)
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	令和5年7月19日(水)
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	令和5年7月26日(水)
企画提案書及び提案見積書等提出期限	令和5年7月31日(月)
参加辞退届提出期限	令和5年7月31日(月)
一次審査(書類審査)の実施	令和5年8月2日(水)
一次審査(書類審査)結果通知日	令和5年8月3日(木)
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施	令和5年8月上旬(予定)
最優秀提案者の決定	令和5年8月中旬(予定)
業務委託契約締結	令和5年8月下旬(予定)

※提出期限日の設定があるものは、いずれも同日の午後5時を期限とする。

## (3) プロポーザル実施要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和5年6月16日(金)から令和5年7月7日(金)まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時を除く。

閲覧場所：(1)に記載の所管課

閲覧内容：スポーツ施設長寿命化計画策定業務プロポーザル実施要領及び仕様書

※市のホームページよりダウンロードが可能。

## (4) 参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和5年7月7日(金)午後5時(必着)

提出場所：(1)に記載の所管課

提出方法：持参又は郵送(書留又は簡易書留)による送付に限る。

※郵送の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類：①参加申請書(様式第1号)

②事業者概要(沿革、代表者の履歴等)・・・(任意様式)

③業務実績調書(様式第2号)及び契約書の写し等

・地方公共団体と締結した契約書の写し等（スポーツ施設長寿命化計画策定業務と同種又は類似の業務を直接受託し、契約を履行した内容の確認がとれるもの）を添付すること。

④業務実施体制（様式第3号）

・取得している資格等を確認できる証明書等の写しを添付すること。

⑤担当者実績調書（様式第4号）

・申請書に記載された企業に所属していることが確認できる身分証明書等の写しを添付すること。

・実績確認ができる書類を添付すること。

⑥業務計画予定書（任意様式）

⑦納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）

・法人税（国税）並びに消費税及び地方消費税の完納証明

（納税証明書様式その3の3）

※提出書類は、証明書等を除きA4版とする。

（5）参加申請にかかる質問提出期限

令和5年6月30日（金）午後5時まで（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第7号）に記載し、（1）に記載の所管課に原則として電子メール（ファクシミリでも可、送信後に電話にて所管課に連絡すること。）で送信すること。

（6）参加申請にかかる質問回答期限

原則として、令和5年7月5日（水）までに、質問者にのみ随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

（7）参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）

通知日：令和5年7月12日（水）

通知方法：文書及び電子メールにより参加者へ送信する。

（8）企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期間

令和5年7月19日（水）午後5時まで（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第7号）に記載し、（1）に記載の所管課に原則として電子メール（ファクシミリでも可、送信後に電話にて所管課に連絡すること。）で送信すること。

（9）企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限

原則として、令和5年7月26日（水）までに、質問者にのみ随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

（10）企画提案書及び提案見積書等の提出期限、提出場所、提出方法及び提出書類記載内容等

提出期限：令和5年7月31日（月）午後5時（必着）

提出場所：（1）に記載の所管課

提出方法：持参又は郵送（書留又は簡易書留）による送付に限る。

※郵送の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類：①企画提案書（様式第5号を含む）

②提案見積書（様式第6号）

③付属資料（任意）

#### （11）参加辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和5年7月31日（月）午後5時必着）までに、（1）に記載の所管課へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。郵送の場合は、必ず書留又は簡易書留とすること。

#### 【企画提案書作成上の留意事項】

- ①企画提案書の様式は、A4 縦長横書き両面とすること。
- ②企画提案書1部は袋綴じして「正本」とする。正本には、様式第5号「企画提案書」を添え、社名を表紙に記載した上で、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印すること。
- ③印を押さない（※社名は一切削除する。）企画提案書を「副本」として、12部作成し、電子媒体1部を添付すること。電子媒体には、紙媒体で提出する文書すべてを含めること。電子媒体は、PDF形式または、Microsoft Office形式とする。
- ④本市の方向性に沿って業務を行うことができるかどうかを審査するため、企画提案書は＜選考基準＞に沿って提案内容を分かり易く具体的に記述すること。その他、仕様書に従って積極的な提案を行うこと。
- ⑤企画提案書は、全部で30ページ以内に収めること。また、必ずページ番号を表記すること。
- ⑥本市の提示した「実施要領や仕様書の記載のとおり」といった記述にしないこと。
- ⑦契約締結の際には、本プロポーザルの仕様書に加え、企画提案書一式を添付するので、実現不可能なものではなく、確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載された内容は、全て提案者が実現を約束したものとする。
- ⑧仕様書に記載している内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- ⑨提案見積額に加算していない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けない。

#### 【提案見積書記載上の留意事項】

- ①提案見積書は、様式第6号に従い作成すること。
- ②提案見積書は、企画提案書とは別に作成すること。



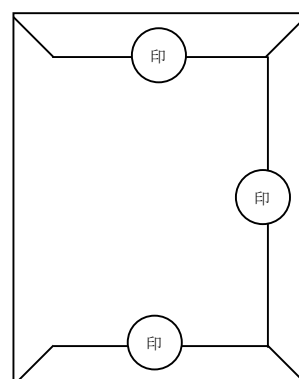
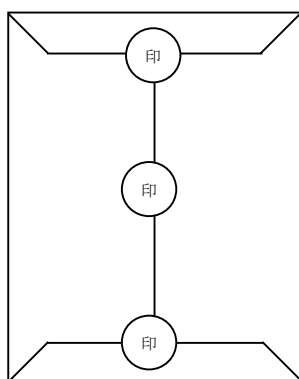
- ③提案見積書については、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印すること。
- ④件名は横書きで、「スポーツ施設長寿命化計画策定業務」と記載すること。
- ⑤提案見積書提出の際は封筒に入れ、封筒に封印、封緘（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に封印（押印）すること。印は、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を使用し、封筒の継ぎ目3か所へ押印すること。

【参考例】

提案見積書用封筒（表）

提案見積書在中	
松阪市長	○○○○
件名	◇◇◇◇
商号	△△△△
代表者名	□□□□

提案見積書用封筒（裏）



【無効提案（見積り）】

次の各号のいずれかに該当する提案（見積り）は無効とします。

- ①提案者が同一事項の提案（見積り）に対し、二つ以上の提案（見積り）をしたとき。
- ②提案見積書の金額、名前、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい提案（見積り）。
- ③提案見積額に関して、桁間違い等、提案者から誤記との意思表示がなされた場合。
- ④提案者が提出期限までに提案見積書を提出しないとき。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、価格提案に関する上限に違反したとき。
- ⑥提案見積書用封筒に封緘（封の糊付け）、封印のないもの。

8. 一次審査（書類審査）について

企画提案書及び提案見積書が7者以上の事業者により提出された場合、一次審査（書類審査）を実施し、上位4者を選考する。応募数が6者以下の場合、一次審査は実施しない。

(1) 一次審査…非公開

実施日時：令和5年8月2日（水）

実施場所：松阪市教育委員会事務局内（三重県松阪市殿町1315番地3）

(2) 審査方法

- ①本市が設置するスポーツ施設長寿命化計画策定業務プロポーザル審査委員会事務局において審

査を行い、二次審査（プレゼンテーション審査）に進む事業者を選考する。

②審査は、提出された書類の内容により評価し、評価点の高い4者を選考（上位4者目が複数ある場合はその全部を選考）するものとし、採点は〈選考基準〉に基づく「業務実施能力」の評価項目に基づき、以下の手順で行う。

ア．会社の実績については、平成26年度以降に本業務と同種又は類似の業務を直接受託し、かつその業務を履行した実績数を基に評価する。

イ．業務体制については、業務遂行上十分な人員配置がされているか、本市担当職員との円滑な打合せや調整等可能な業務体制かについて評価する。

ウ．技術者の実績・資格保有について、予定管理技術者、予定照査技術者の業務実績（平成26年度以降に本業務と同種又は類似の業務を直接受託し、かつその業務を履行した実績数を基に評価を行う。）及び資格保有（技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、一級建築士、RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を対象とし、保有する資格の数により評価を行う。）

### （3）審査結果

審査結果は、令和5年8月3日（木）に参加申請書（様式第1号）に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

## 9. 二次審査（プレゼンテーション審査）について

### （1）二次審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）…非公開

実施日時：令和5年8月上旬（予定）

実施場所：松阪市役所又は松阪市教育委員会事務局内（三重県松阪市殿町1340番地1他）

※実施日時及び場所については、参加資格審査結果とともに通知する。

実施時間：1事業者約30分（説明20分以内・ヒアリング10分程度）

留意事項：①当日の追加資料は認めない。

②web会議システム、プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は予め申し出ること。

③状況により、web会議システム（WebEx、Zoom等）を使用する場合もある。

### （2）審査方法

①スポーツ施設長寿命化計画策定業務プロポーザル審査委員会において審査を行う。

②審査は、業務実施能力、企画提案内容と提案見積額の評価にて実施し、〈選考基準〉に基づく「内容評価点」と「価格評価点」を合算した総合評価点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。ただし、提案見積額が提案上限額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外す

る。

③「内容評価」（企画提案内容）については、提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により評価し、採点は以下の手順で行う。

ア. 評価基準項目別に＜審査基準＞のとおり採点を行う。

イ. 各評価項目は、スポーツ施設長寿命化計画策定業務プロポーザル審査委員会の委員が採点した点数の合計を＜選考基準＞に示す各項目の配点を基に計算する。

評価基準項目評価点＝各評価項目の配点×（各委員採点の合計／満点）

※満点＝項目における配点数×委員人数

※算出した評価点に端数がでた場合、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。

ウ. イで求めた各評価項目評価点の合計を内容評価（企画提案内容）点とする。なお、「企画提案内容」60点のうち、得点が35点に満たない場合は、選考から除外する。

④「内容評価」（業務実施能力）については、提出された書類に基づき以下のとおり評価する。

ア. 会社の実績については、平成26年度以降に本業務と同種又は類似の業務を直接受託し、かつその業務を履行した実績数を基に評価する。

イ. 業務体制については、業務遂行十分な人員配置がされているか、本市担当職員との円滑な打合せや調整等可能な業務体制かについて評価する。

ウ. 技術者の実績・資格保有について、予定管理技術者、予定照査技術者の業務実績（平成26年度以降に本業務と同種又は類似の業務を直接受託し、かつその業務を履行した実績数を基に評価を行う。）及び資格保有（技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、一級建築士、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を対象とし、保有する資格の数により評価を行う。）

同種の業務とは、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（26文科施第569号）」に基づく、公立文教施設における行動計画・個別施設計画の策定業務、または左記計画に盛り込む事項を満たす計画の策定業務とする。類似の業務とは、国、地方公共団体、国立・公立大学法人又は独立行政法人等が発注した業務で以下のうちいずれかに該当するものとする。

i 公共施設マネジメント計画、公共施設白書作成業務、施設再配置計画、総合管理計画策定業務等のマネジメント計画策定業務

ii 総合管理計画に基づく個別計画として位置づけられている建築系施設の計画策定業務

iii 複数施設を対象とする修繕計画策定業務（調査・設計業務を除く）

・実績に関する評価項目については、件数ごとに評価する。

A (5件以上)	配点×1.0
B (3件～4件)	配点×0.8
C (2件)	配点×0.6
D (1件)	配点×0.3
E (0件)	配点×0

・保有に関する評価項目については、件数ごとに評価する。

技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、一級建築士、RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を対象とし、保有する資格の数により評価を行うものとする。

A (4種類)	配点×1.0
B (3種類)	配点×0.8
C (2種類)	配点×0.6
D (1種類)	配点×0.3
E (資格を保有していない)	配点×0

・その他の評価

A (特に優れている)	配点×1.0
B (優れている)	配点×0.8
C (普通)	配点×0.6
D (劣っている)	配点×0.3
E (特に劣っている)	配点×0

※算出した評価点に端数がでた場合、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。

⑤「価格評価」については、提案見積書を基に次の算式により評価する。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{最低提案見積額}}{\text{提案見積額}} \times 20$$

※算出した評価点に端数がでた場合、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。

⑥総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、以下の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。

ア. 内容評価点が高い者

イ. 内容評価（企画提案内容）点が高い者

ウ. 以上においても同点の場合は、くじにより最優秀提案者を決定する。

⑦次の要件に該当した場合は、選定基準の対象から除外する。

- ア. 選定基準に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ. 提出書類等に虚偽または不正があった場合
- ウ. 提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
- エ. 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ. 提出書類等提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ. その他不正行為があった場合

### (3) 選定結果の通知

選定の結果は、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため選定結果を公表する。

## 10. 支払いについて

委託料は、業務が完了し、履行確認を行った後、請求があった日から 30 日以内に支払うものとする。なお、契約締結後、契約金額の 10 分の 3 以内の額を前払金として支払うものとする。

<選考基準>

【松阪市】スポーツ施設長寿命化計画策定業務				
評価項目		評価の視点	配点	
内容評価	業務実施能力	会社の実績	平成26年度以降に完了した同種又は類似業務実績。	4点
		業務体制	業務遂行上十分な人員配置がされているか。	4点
			本市担当職員との円滑な打合せや調整等可能な業務体制か。	4点
		技術者の実績・保有資格	予定管理技術者の実績 (平成26年度以降に完了した同種又は類似業務実績。)	2点
			予定管理技術者の保有資格	2点
			予定照査技術者の実績 (平成26年度以降に完了した同種又は類似業務実績。)	2点
	予定照査技術者の保有資格		2点	
	企画提案内容	業務理解度	全体の枠組み、業務遂行に適切な実施方針、アピールポイント等が的確に簡潔に記載されているか。	5点
			業務遂行に適切な実施フロー及び工程計画であり、実施フローと工程計画の整合はとれているか。	5点
		企画提案	(計画策定のための建物情報の整理について) 老朽化状況把握の調査方法について具体的手法の提案がなされているか。 仕様書に対してより具体的かつ実効性のある提案になっているか。	10点
			(長寿命化計画の策定について) 国のガイドラインに従って、より具体的かつ実効性のある提案になっているか「見える化」を意識した分かりやすい内容にとりまとめられているか。	10点
			(その他提案) より充実した計画策定となるための、有効な追加提案はあるか。	10点
		プレゼンテーション	①業務への取組意欲は十分か。	5点
			②業務に係る専門性やコミュニケーション能力を有しているか。	5点
			③提案内容の説明は十分か。また、必要に応じて明瞭な補足説明はされているか。	5点
			④質疑に対する応答は明瞭かつ迅速か。	5点
価格評価			20点	
合計			100点	

< 審査基準 >

(1) 実績に関する評価

A (5件以上)	配点×1.0
B (3件～4件)	配点×0.8
C (2件)	配点×0.6
D (1件)	配点×0.3
E (0件)	配点×0

(2) 保有資格に関する評価

技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、一級建築士、RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を対象とし、保有する資格の数により評価を行うものとする。

A (4種類)	配点×1.0
B (3種類)	配点×0.8
C (2種類)	配点×0.6
D (1種類)	配点×0.3
E (資格を保有していない)	配点×0

(3) その他の評価

A (特に優れている)	配点×1.0
B (優れている)	配点×0.8
C (普通)	配点×0.6
D (劣っている)	配点×0.3
E (特に劣っている)	配点×0